

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月

私は、昭和53年10月の国民年金保険料をA市B支所で納付した後、同年10月から同年12月までの保険料を同市から送付された納付書によりC銀行D支店で納付したことから、同年10月の保険料を重複して納付した状態となった。

その後、昭和54年1月から同年3月までの保険料をA市B支所で納付しようとしたところ、職員から、「53年10月の保険料が重複納付となっているので、重複分を54年1月の保険料に充当する。今回は54年2月及び同年3月の保険料を納付してください。」と説明を受け、当該2か月分の保険料を渡された納付書により納付したのに、申立期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月の国民年金保険料の領収証書及び同年10月から同年12月までの国民年金保険料の領収証書を所持している上、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人に係る国民年金被保険者台帳においても、同年10月の保険料が重複して納付されている記録となっている。

また、国民年金保険料に過誤納金が生じた場合の当時の事務取扱では、過誤納金が生じた際に時効成立前の未納期間がある場合、還付するのではなく当該未納期間の保険料に充当することとされているところ、申立人が所持する昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料の領収証書の摘要欄には、「10月支所持参 11.12.1 C銀行払(1月12日)」と記載されており、A市は、これについて、「53年10月の保険料の重複分を54年1月の保険料に充当することを確認した上で、当該納付書を作成し、その際、摘要欄にこの

ように記載したものである。」と回答していることから、重複納付されている53年10月の保険料を54年1月の保険料に充当するとの説明を受けたため、同年2月及び同年3月の保険料のみを納付したとする申立人の主張と符合する。

さらに、オンライン記録、上記被保険者名簿及び被保険者台帳には、申立人の昭和53年10月の保険料の重複分について54年1月の保険料への充当が実施された記録は無く、同重複分について現在までに還付された記録も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和54年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成15年4月1日から16年9月1日までの期間及び17年12月1日から18年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年4月から同年8月までは44万円、同年9月から16年8月まで及び17年12月から18年8月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成16年9月1日から17年12月1日までの期間、18年9月1日から21年9月1日までの期間、同年10月1日から22年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年9月から17年3月までは47万円、同年4月は44万円、同年5月から同年11月まで及び18年9月から同年12月までは47万円、19年1月及び同年2月は41万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月から同年8月までは47万円、同年9月は44万円、同年10月から同年12月までは47万円、20年1月及び同年2月は41万円、同年3月は47万円、同年4月は36万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月から同年12月までは47万円、21年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月から同年6月までは41万円、同年7月は47万円、同年8月は41万円、同年10月は44万円、同年11月、同年12月、22年3月及び同年4月は47万円、同年5月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から14年8月1日まで

② 平成15年4月1日から22年9月1日まで

私は、A社に勤務しているが、申立期間①及び②における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②のうち、平成15年4月から16年8月までの期間及び17年12月から18年8月までの期間について、オンライン記録によると、当該期間のうち、15年4月から16年8月までの期間における申立人の標準報酬月額については、当初、15年4月から同年8月までは44万円、同年9月から16年8月までは47万円と記録されていたものが、同年2月9日付けでいずれも20万円に減額する処理が行われているとともに、当該期間のうち、17年12月から18年8月までの期間における申立人の標準報酬月額については、当初、47万円と記録されていたものが、同年1月12日付けで20万円に減額する処理が行われている。

また、A社においては、申立人と同様に、多数の者の当該期間に係る標準報酬月額が、平成16年2月9日付け及び18年1月12日付けで遡及して減額処理されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る平成15年度及び16年度の滞納処分票によると、同社は当時、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人に係る市県民税所得・課税証明書等により確認できる申立人の平成15年から18年までの各年における給与支給額及び社会保険料控除額は、16年2月9日付け及び18年1月12日付けで遡及減額処理された後の標準報酬月額を基に試算した当該各年の給与支給額及び社会保険料控除額と大きく乖離^{かいり}している一方、当該遡及減額処理前の標準報酬月額を基に試算した当該各年の給与支給額及び社会保険料控除額に近い額となっている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所により平成16年2月9日付け及び18年1月12日付けで行われた遡及減額処理は事実^{じじつ}に即したものと^は考え難く、申立人について15年4月、同年9月及び17年12月に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間における申立人の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成15年4月から同年8月までは44万円、同年9月から16年8月まで及び17年12月から18年8月までは47万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成16年9月から17年11月までの期間及び18年9月から22年5月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準

報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成16年9月から17年11月までの期間、18年9月から21年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び22年3月から同年5月までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書、A社が保管している申立人に係る賃金台帳、申立人に係る市県民税所得・課税証明書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、16年9月から17年3月までは47万円、同年4月は44万円、同年5月から同年11月まで及び18年9月から同年12月までは47万円、19年1月及び同年2月は41万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月から同年8月までは47万円、同年9月は44万円、同年10月から同年12月までは47万円、20年1月及び同年2月は41万円、同年3月は47万円、同年4月は36万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月から同年12月までは47万円、21年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月から同年6月までは41万円、同年7月は47万円、同年8月は41万円、同年10月は44万円、同年11月、同年12月、22年3月及び同年4月は47万円、同年5月は44万円とすることが妥当である。

一方、当該期間のうち、平成21年9月、22年1月及び同年2月における申立人の標準報酬月額については、これらの期間に係る給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうち低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、上記訂正対象期間に係る申立人の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正対象期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、A社も当該期間の賃金台帳等を保管していないことから、当該期間における申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人に係る市県民税所得・課税証明書があるものの、A社は申立人に対して賞与を支給したかどうか不明であると回答しており、当該期間における申立人の報酬月額及び保険料控除額を推認することができない。

さらに、A社の当時の厚生年金保険被保険者における当該期間前から当該期間にかけての標準報酬月額の変動についてみると、申立人と同様に、減額決定となっている者が相当数みられる一方で、増額決定あるいは前回と同額で決定となっている者も相当数みられ、申立人のみ減額幅が大きい等の事情もみられない。

加えて、社会保険事務所の当時の標準報酬月額の定時決定処理等については、遡及訂正等の不合理な処理は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間②のうち、平成22年6月から同年8月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していないことから、厚生年金保険法を適用して判断することとしている。

申立人が所持している給与明細書及びA社が保管している申立人に係る賃金台帳により、当該期間における申立人の標準報酬月額の決定の基礎となる平成21年4月から同年6月までの3か月の申立人の報酬月額の平均額を計算して、標準報酬月額等級区分に当てはめると、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。

したがって、当該期間における申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月から57年4月まで

私が昭和55年12月に会社を退職した後に、妻が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるが、申立期間が未加入となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月に初めて国民年金被保険者資格を取得し、54年8月から申立期間の直前までは厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間の国民年金保険料を納付するには、再度、国民年金被保険者資格を取得する必要がある。申立人は、その妻に係る住所の記録及び申立人の供述から、申立期間の始期に近い時期にA市からB町に住所を変更したものと推認される。

しかしながら、B町の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人が、昭和51年11月に国民年金被保険者資格を取得し54年8月に同被保険者資格を喪失した後に、再度、同被保険者資格を取得したのは平成2年6月であって、申立期間において申立人は国民年金被保険者資格を取得しておらず、当該期間の国民年金保険料が納付された記録も無い。A市の国民年金被保険者収滞納一覧表からも、申立人の申立期間における国民年金被保険者資格の取得及び保険料の納付をうかがわせる形跡は見当たらず、これらはオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録による氏名検索等によっても、申立人に対し当初の国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間における国民年金被保険者資格取得の手續及び国民年金保険料の納付を行ったとされる申立人の妻は既に死亡していることか

ら、被保険者資格の取得及び保険料の納付の状況について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、高校を卒業してしばらく後、3か月程度入院し、その後、A社に就職した。社会保険庁（当時）の記録では、私が勤務したのはD市にある同社ではなく、E町にあるB社であるとされている上、勤務した時期についても私の記憶と1年半ほど相違している。

私のB社における厚生年金保険の加入記録は、私の年金記録に未統合の厚生年金保険加入記録を統合する際に、同姓の同僚の記録を間違って統合したものであると思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していたと主張しているところ、同社について、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより検索しても、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認することができない。

また、申立人が、勤務していた当時、A社が存在したと主張する場所を当時の住宅地図により確認したところ、当該場所には、B社が掲載されている上、申立人は、A社には同社の社長の子が専務として在籍していたと供述しているところ、オンライン記録により、B社において、当時、当該供述に当たるとみられる者が在籍していることが確認できることなどから、申立人は、B社をA社と誤認していることも考えられる。

さらに、申立人は、自身のB社における厚生年金保険の加入記録について、年金記録に未統合の厚生年金保険加入記録を統合する際、C社に勤務していたときの同姓の同僚の記録が間違って統合されたのではないかと主張しているが、B社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、被保険者資格を昭和61年7月1日に取得し、同年8月5日に喪失した記録となっ

ており、これはオンライン記録と一致している上、C社における厚生年金保険被保険者として、申立人と同姓の者一人が確認できるものの、当該者は、申立人のB社における被保険者期間においては、別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。